

皆さんは「駐輪場の有料化」どう思われますか？

優先すべきは「駐輪スペース」の増設！

これからの季節、さわやかな春風に乗って、自転車で町まで…

それにしても、少ない駐輪場、もっと駐輪スペースが欲しいですね。

ところで、熊本市は、今年の6月議会に「駐輪場有料化の素案」を提案し、来年度にも「有料化条例」を提出、2012年度からの有料化を目指しています。有料化の既存施設は、右表の8ヶ所ですが、順次路上駐輪場の有料化も進めて行こうとしています。

駐輪場利用者のご意見は、「環境に優しい自転車の駐輪スペースを街中にもっと作ってください」「不法駐輪が増えるのではないのでしょうか」「街中に人が来なくなるのではないのでしょうか」など反対の声が多数でした。皆さんのご意見をお寄せ下さい。

「財源対策・受益者負担」にはなじみません！

なぜ「有料化」なのでしょう。熊本市自転車駐車対策協議会(渡辺千賀恵会長)は、昨年3月幸山市長に有料化を提言しました。その主な理由として、「財源対策と受益者負担」をあげています。

ところで、熊本市は、総合計画では、「おでかけわくわくプロジェクト」では、「バス・電車、自転車などで気軽にお出かけできるまちをつくる」ことを目指しています。「駐輪スペース確保」などの環境整備は、行政が商店街とともに進める仕事であり、「受益負担」にはなじみません。行政は、マイカーに乗らず、自転車に乗り、CO2削減にも貢献し、まちに出かけることを実践している人を「応援・奨励」するべきではないでしょうか。

「駐輪場有料化提案」の前に、もっと、もっと、自転車利用者の声を多様な形で聞くべきだと思います。

市中心部では約2000台分の駐輪スペースが不足

有料化検討駐輪場	台数	地域ごとの放置自転車	台数
辛島公園地下駐輪場	500台	辛島ゾーン	226台
桜町仮設 "	170	新市街ゾーン	358
熊本市自転車駐車場	365	銀座通りゾーン	519
" 市庁舎 "	100	手取ゾーン	333
蓮政寺公園駐輪場	52	水道町ゾーン	57
上通自転車駐車場	130	上通りゾーン	136
城東町仮設 "	300	並木坂ゾーン	102
草葉町仮設 "	300	09年10月19日調査	
合計	1917台	放置自転車合計台数	1731台

*市中心部には、上記の他、花畑公園前電車通り路上駐輪場(360台)、世継橋路上駐輪場・第2(計217台)などがあり、計3156台分の駐輪スペースがあります。

【控室から】
「正社員」？

上野 みえこ

「おかげさまで正社員として働いています。」というAさんは、東京に本社を置き、全国展開している会社の九州支社に勤める「正社員」だそうです。現地採用として、住まいのある熊本で仕事をしています。しかし、仕事のある日に、仕事をする場所に行き、ない場合はお休みです。給与は、労働日数に応じて支給され、仕事が多かった日の分の保障はありません。

一方、Bさんは「派遣社員」で、派遣会社に登録され、仕事があるとき、会社から連絡を受け、仕事場に派遣されて働きます。給与は、働いた日数・時数で計算。

「正社員」と「派遣社員」の違いは、どこにあるのでしょうか？事業主体の会社に登録されているか、派遣会社に登録なのか、これが「正社員」と「派遣」の違いのようです。今、「正社員」と言われながら、「派遣」のように働かされている実態も多々あるのではないのでしょうか。派遣労働をなくし、生活が保障される「正規労働」が当たり前の雇用へ、転換が求められます。大企業にはつきりものを言い、労働者の立場に立つ党の出番です。

日本共産党 市議会だより

NO. 705

2010年4月25日

発行：日本共産党熊本市議団

電話 328-2656

FAX 359-5047

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

失業時の国保料の減免制度が実施予定です

2009年3月31日以降に失業された方は、離職日の翌日から翌年度末までの国民健康保険料が軽減されることとなります。

熊本市では、6月議会に向け条例案が提案される予定で、実施に向けた準備が進んでいます。制度の概要は以下の通りです。

○対象者

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方

○減額内容…国民健康保険料は、前年の所得で計算されますが、前年の給与と所得の3割相当額に減額して計算します。

- 期間：離職日の翌日から翌年度末
- 軽減を受けるには申請が必要です。



ご存知でしょうか？

医療費の減免・免除の制度があります

国民健康保険法第44条にもとづく医療費の減免制度

【減免・免除】

収入が生活保護の基準生活費の

- 1. 1倍以下の世帯…全額免除
- 1. 1～1.15倍の世帯…7割減額
- 1. 15～1.2倍間での世帯…4割減額

【徴収猶予】

災害や、事業の休廃止・失業等により収入が著しく減少（生活保護基準の1.3倍以下）となったとき

無料低額診療事業

低所得者・ホームレスなど、生活困窮者が指定された医療機関で、無料または低額で診療が受けられる事業です。

【熊本市内の指定医療機関】

くわみず病院・済生会病院・みこころ病院・平和クリニック



就学援助制度を利用しましょう！

経済的な理由から、小中学校の就学に困難がある方に教材費・給食費・修学旅行などの費用を援助するのが、「就学援助制度」です。

【対象者】小中学児童・生徒で、

市民税非課税・減免世帯、国民年金免除世帯、児童扶養手当受給世帯、生活福祉資金借入世帯、国民健康保険減免世帯、生活保護廃止世帯、ならびに「その他の特別な事情」で就学が困難と認められる世帯

【援助の内容】学用品・補助教材、新入学用品、修学旅行、通学費、給食費、校外活動費、医療費（学校保健安全法に定められた病気）など

【申し込みの方法】各学校や教育委員会にある「就学援助申請書に必要書類を添付し、「学校または教育委員会に」申し込むことができます。

* 必要となった場合は、いつでも申し込むことができます。

【お問合せは】熊本市教育委員会・学務課 TEL 328-2716

★ご相談は、日本共産党熊本市議団まで、TEL 328-2656

生活保護の通院移送費(交通費)支給が改善される

生活保護世帯の通院等に対し支給される通院移送費(交通費)には、さまざまな制限や国の通知による厳しい対応で、必要でも支給されない状態がありました。党市議団や生健会が必要に応じた支給を求めてきたことで、一定改善されてきました。しかし、年間200件にも届きません。

3月出された国の運営要綱改正通知で、運用が大きく改善されました。

- ①「福祉事務所管内」の医療機関受診に限られていたのが、「居住地等に比較的近距离にある医療機関」になります。
- ②「身体障害者等やへき地等」に限られていた対象が、すべての保護世帯に広がられます。
- ③「交通費の負担が高額になる場合」という制限もなくなります。

(年)	05	06	07	08	09
件数	90	90	106	134	198
(円)	609,640	711,740	1,042,570	1,311,978	1,777,781

★必要な場合は申請しましょう！